

## みやぎの企業的園芸等整備モデル事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、農村の基幹産業である農業による地方創生を図るため、県内の地域農業の中核を担う農業法人が企業的経営等に取り組むための事業計画を知事が認定し、その事業に要する経費の一部を補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することにより、農業生産額の増大と雇用創出につながる企業的園芸経営体を育成するみやぎの企業的園芸等整備モデル事業(以下「本事業」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を「みやぎの企業的園芸等整備モデル事業実施計画」(以下「事業実施計画」という。)という。

2 この要領において農業法人の定義は別表1のとおりとする。

### (事業の内容)

第3 本事業の事業タイプ、内容、事業実施主体、採択要件等は、別表2のとおりとする。

### (申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

### (事業審査会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の審査に当たって、みやぎの企業的園芸等整備モデル事業審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとし、その設置に関しては別に定める。

### (審査)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については、別に定める。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 事業内容の妥当性及び実現可能性
- (2) 事業の成長性及び目標達成の可能性
- (3) 生産・販売計画及び収支計画の妥当性
- (4) 資金計画の妥当性
- (5) その他必要と認められる事項

3 審査会の開催に当たっては、事前に審査会に附す事業実施計画を決定するための予備審査を実施することができ、その方法は別に定める。

4 予備審査及び審査会において、申請内容に虚偽が認められた場合は申請を差し戻すことができる。

### (認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果に基づき、認定するときはその認定を申請者に通知し、認定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた事業実施主体(以下「認定事業実施主体」という。)は、別に定めるところにより、みやぎの企業的園芸等整備モデル事業費補助金を申請することができるものとする。

(事業の着手)

第9 事業の着手(機器・機械等の入札・発注を含む。)は、原則として当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、別記様式第2号により届け出るものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第10 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

第11 認定事業実施主体は、やむを得ない事情により認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合においては、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第3号により知事に承認を受けるものとする。

2 認定事業実施主体は、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない軽微な変更であっても、認定を受けた事業実施計画の内容に変更が生じる場合には、あらかじめ県に適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、知事に報告するものとする。

3 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合においては、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

4 知事は、第7の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第12 認定事業実施主体は、補助金の交付決定のあった年度の8月31日及び11月30日現在の事業実施計画の実施状況を、翌月20日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受け事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該認定事業実施主体に対して助言等を行うことができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第13 認定事業実施主体は、補助事業を完了したときは、完了の日から一か月を経過した日又は事

業実施年度の3月5日の早い期日までに、みやぎの企業的園芸等整備モデル事業費補助金交付要綱第7に定める補助事業実績報告書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げることができる。

(事業実施状況の報告等)

- 第14 認定事業実施主体は、事業実施後5年間、11月30日現在の事業実施状況を別記様式第5号により、12月20日までに知事に報告するものとする。
- 2 知事は前項の規定により報告を受けた場合、その内容を点検評価し、必要に応じて事業実施状況報告の継続を求めるなど、事業実施主体を指導できるものとする。

(書類の提出経由)

- 第15 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。
- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(その他)

- 第16 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年9月13日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月6日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月18日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第2の2関係）  
「農業法人」の定義

農業法人						
農事組合法人 (農業協同組合法)			会社法人 (会社法)			
(1号法人) 農業に係る共同 利用施設の設置又は農 作業の共同 化に関する事 業を行う法人	(2号法人) 農業経営を 行う法人	株式会社		持分会社		
		株式の譲 渡制限の あるもの に限る	有限会社 (会社法の施行 に伴う関係法律 の整備等に関する法律)	合名会社	合資会社	合同会社
農地所有適格法人 (農地法)						

(参考)

農業法人：

法人形態によって農業を営む法人。農業に併せ農作業の請負や農産加工など農業に付随する事業も併せて行う法人も含む

農事組合法人：

農業協同組合法(第 72 条 10)に規定される組合型の法人。農業生産活動の共同化により、組合員の共同利益を増進することを目的とした法人

1号法人：機械・施設等を共同利用するために設立した法人(農地所有適格法人の要件を満たさなくてもよい。)

2号法人：農業経営を行う法人

農地所有適格法人：

農地法上で規定された名称。下記4つの要件のすべてを満たしていること(農地法第2条第3項)

【法人の組織】

農事組合法人(2号法人)、株式会社(公開会社でないものに限る。従前の有限会社が含まれる)、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)のいずれかであること

【事業の限定】

主たる事業(総売上高の半分以上)が農業(関連事業を含む)であること

【構成員の資格】

その法人に農地等の所有権若しくは使用収益権を移転・設定した個人、その法人の農業(関連事業を含む。)の常時従事者(原則 150 日以上従事)、地方公共団体、現物出資を行った農地保有合理化法人又は農業協同組合等、法人の行う事業に係る物資や役務について継続的取引関係にある個人及び法人、法人の事業に寄与する者

【役員に関する要件】

役員のお半は、法人の行う農業(関連事業を含む)に常時従事する構成員であり、役員または重要な使用人のうち、1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に従事する者(原則 60 日以上従事)であること

農地：

農地法で定義される耕作の目的に供される土地

別表2 (第3関係)

事業名	事業タイプ	事業実施計画の内容	事業内容	事業実施主体	採 択 要 件
みやぎの 企業的園 芸等整備 モデル事 業	共通事項	農村の基幹産業である農業による地方創生を図るため、地域活性化へ寄与する企業的経営等の取組となりうるビジネスプランにより、農業生産額の増大と新たな雇用創出を図るもの。	事業実施計画の達成に必要な機械や施設等の取得又は整備 ※ 汎用性の高い機械等を除く ※ 土地の取得及び造成、水道引き込み工事、下水道工事、電源1次工事等を除く ※ 消火器、標識設備工事、届出費及び検査費等を除く ※ 修繕、更新及び移設費用を除く ※ 生産施設に該当しない設備は除く	県内に本店を有する農業法人  ※事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前までに登記完了していること。事前着手する場合は着手前に登記完了していること。	以下の要件をすべて満たした事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。 1 地域の活性化に寄与する取り組みであること。 2 機械・施設等の整備と併せ、支援機関の技術や経営面、人材育成等の支援等を受けること。 3 生産販売計画、収支・資金繰り計画、雇用計画及び機械・施設等の整備計画が適切なものであること。
	1 企業的園芸等施設整備型	園芸特産物における環境制御システム等の先進的技術導入や地域の雇用創出等企業的経営の取組により、販売金額の増大を図るための施設等の整備及び雇用計画について記載するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的技術等の導入による生産基盤の強化・拡大に合わせて、取引先に安定した品質の農産物を供給するために必要な、施設等の取得又は整備</li> <li>その他事業実施計画達成のために必要と認められた施設等の取得又は整備</li> </ul>	※農地を利用する場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。	1 新規雇用が1人以上又は年間延べ200日(1日8時間)以上を確保すること。 2 先進技術の導入等により、目標年(3年後)までに年間販売金額(売上高)が10,000千円以上増加すること。 3 事業対象となる事業投資額(総事業費)が概ね30,000千円以上であること。
	2 付加価値創造支援型	園芸特産物における加工・業務用向け契約栽培や土地利用型大規模露地園芸における機械化一貫体系導入の取組等により、販売金額の増大を図るための機械等の整備及び雇用計画について記載するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約栽培等の取引拡大や生産基盤の強化・拡大に合わせて、取引先に安定した品質の農産物を供給するために必要な、機械等の取得又は整備</li> <li>その他事業実施計画達成のために必要と認められた機械等の取得又は整備</li> </ul>		1 加工・業務用向け契約栽培の取組等により、目標年(概ね3年後)までに年間販売金額(売上高)が5,000千円以上増加すること。 2 事業対象となる事業投資額(総事業費)が概ね10,000千円以上であること。